中期経営計画「活力創造プラン」

当行は創立90周年の平成36年までの10年間の経営ビジョンを「活力創造銀行」として、営業地域および当行の活力を創造する銀行をめざします。本ビジョンを実現させていくため、平成26年度から28年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「活力創造プラン」をスタートさせました。本経営計画では「地域の活性化」など5つの重点戦略を掲げ、「トップライン収益の増強」「効率的な経営」「強固で自己実現可能な組織づくり」に強力に取組んでまいります。

経営ビジョン　**〈活力創造銀行〉**　創立90周年までの10年間の経営ビジョンを「活力創造銀行」として営業地域および当行の活力を創造する銀行をめざす。

■コアエリアの地域力創造
※コアエリア=地元
・既存エリアでのリレーションを深化
・重点戦略エリアでの稠密な拠点展開の更なる推進
■規模の拡大等を通じた収益機会の創出
■「夢」と「誇り」に溢れた企業風土の醸成

経営理念

南都ブランド力向上による
ステークホルダーとの好循環

1. 名称・期間

■名称：活力創造プラン　■期間：平成26年4月～平成29年3月（3年間）

2. 基本的な考え

■カスタマーセントリック（顧客中心主義）の実践と効果的な資金運用により、トップライン収益の増強を図る。
■経営資源の適正投下により効率的な経営に努める。
■人材育成と活性化を通じ自己実現を可能とする組織づくりに取組む。

3. 計数目標〈平成28年度〉

■当期純利益	■貸出金残高	■預金残高
80億円以上	3兆2,500億円以上	5兆円以上

4. 重点戦略

Ⅰ.地域の活性化	●産業創造・育成、産官学金連携等を通じて地域の活性化を図る。 ●コンサルティング機能を発揮して経営改善・事業再生に取組む。
Ⅱ.収益基盤の確立	●既存エリアにおいては、お客さまとのリレーションを深化させることにより、確固たる収益基盤を拡充する。 ●大阪府等の重点戦略地域においては拠点の連続性を基本に経営資源を積極的に投入することにより、コアエリアの拡大を図る。 ●個々のライフステージに応じた商品・サービスを最適なタイミング・チャネルで提供していく。 ●市場運用力の強化
Ⅲ.人材・組織の強化	●営業力を強化していくため、人材育成の仕組みを抜本的に見直す。 ●適材適所の人員活用と適正な人事管理により、活力のある組織を醸成する。 ●総合金融サービスの提供力を高めるため、グループ力の強化を図る。
Ⅳ.業務の生産性向上	●地域のマーケット特性に応じた営業態勢を構築することにより、生産性の向上を図る。 ●業務プロセスの見直しにより、業務の効率化と営業力の強化を図る。
Ⅴ.内部管理態勢の強化	●ステークホルダーからの一層の信頼を得るため、コンプライアンス態勢を強化する。 ●リスク・リターンを考慮した各種リスク管理の高度化・充実を図る。

コンプライアンスの徹底

コンプライアンス(法令等遵守)とは、法律や政令、行内規程だけでなく倫理や社会規範をも厳正に遵守することをいいます。これは、銀行が社会的責任と公共的使命を誠実に果たしていくうえで必要不可欠なものです。

当行はコンプライアンスの徹底を図るために、右記のとおり取組んでいます。

- ●コンプライアンスを経営の最重要課題と位置付けて取組みます
- ●各種規程の制定により法令等を遵守する姿勢を明確にします
- ●頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」において重要事項を協議・決定します
- ●年度毎に具体的な実践計画を策定し、適宜見直しを行います
- ●内部通報制度を設け、違反行為の未然防止や早期発見・是正に努めます
- ●定期的に研修・勉強会を実施し、コンプライアンス・マインドの醸成を図ります
- ●反社会的勢力等には毅然たる態度で臨み、関係を遮断・排除します

お客さまの保護への取組み

当行は「お客さまの保護および利便性の向上を図ること」をコンプライアンスとともに経営の最重要課題と位置付け、「顧客保護等管理方針」に以下の5つのカテゴリーを定めて管理態勢を整備するほか、各種方針を当行ホームページ等で公表しています。

- ●**顧客説明** お客さまに対し適切かつ十分な説明・情報提供を行います　**勧誘方針**
- ●**顧客サポート等** お客さまからのお申出に適切かつ十分に対応し、業務の改善に努めます
  ※顧客サポート等の一環として銀行法上の指定紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会と契約しています。
  (電話番号:0570-017109または03-5252-3772)
- ●**顧客情報** お客さまの情報を適切かつ安全に管理します　**個人情報保護方針**
- ●**外部委託** お客さまの情報や利益を守るため適切に委託先を管理します
- ●**利益相反** 利益相反のおそれのある取引を適切に管理します　**利益相反管理方針**

金融円滑化への取組み

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組方針について

当行は、お客さまからの新たな借入や借入条件の変更等のご相談・お申込みに対し、コンサルティング機能を発揮しながら、円滑な金融仲介の役割が果たせるよう全力で取組んでいます。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月に期限が到来しましたが、この取組方針に何ら変わりはなく、引続き真摯に対応してまいります。

ご相談専用フリーダイヤル 平日9:00～17:00

事業性融資のご相談専用　0120-710-545

住宅ローンのご相談専用　0120-710-546

中小企業金融円滑化法の施行日(平成21年12月4日)以降、期末日(26年3月31日)までの間に、お客さま(中小企業者および住宅資金借入者)から受け付けた借入条件変更等のお申込み件数と期末日時点の対応状況は右記のとおりです。

お客さまからのお申込みとその対応状況(累計)

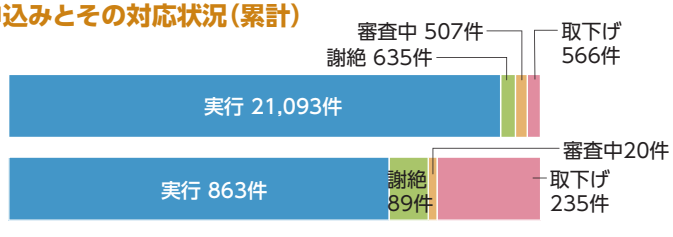

用語解説

- ■**申込み** 借入条件の変更等を求める書面による意思の表示(もしくは口頭による意思表示を当行役職員が記録したもの)があった貸付債権の累計件数
- ■**実　行** 「申込み」に対し借入条件の変更等を行った貸付債権の累計件数
- ■**謝　絶** 借入条件の変更等に応じられなかった貸付債権の累計件数(「申込み」の日から3か月を経過したことにより謝絶として計上しているものを含む)
- ■**審査中** 「申込み」があったものの、いまだ「実行」、「謝絶」、「取下げ」に至っていない貸付債権の件数
- ■**取下げ** 債務者の意思で「申込み」が撤回された貸付債権の累計件数